

東かがわ市

地域コミュニティ活性化基本計画

目 次

1 地域コミュニティ活性化基本計画の背景	
1) 地域コミュニティ活性化基本計画とは 1
2) 基本計画の設定期間 1
2 基本計画の理念	
1) 現状と課題 1
2) 基本方針 2
3 地域コミュニティ協議会への戦略的・重点的な支援施策	
1) 人づくり支援 3
2) 体制づくり支援 3
3) 拠点づくり支援 4
4 市民と行政の協働関係の構築	
1) 市民と行政の意識の醸成 5
2) 参画と協働による相互実践の推進 5

1 地域コミュニティ活性化基本計画の背景

1) 地域コミュニティ活性化基本計画とは

地域コミュニティ活性化基本計画は、本市の目指すべき将来像を示す東かがわ市基本構想のビジョン『市民との協働でつくるまち』を具体化するものであり、市民と行政がビジョンを共有し、その実現に向けて取り組むための、東かがわ市地域コミュニティ活性化推進条例（平成 27 年東かがわ市条例第 16 号。以下「条例」という。）第4条第2項の規定に基づく計画です。

この計画の中で、本市が目指す地域コミュニティを実現するため、地域コミュニティ協議会に対する支援の基本的方針をまとめています。

2) 基本計画の設定期間

この基本計画の設定期間は、基本構想との調和を図るため、基本構想の最終年度と同一とし、平成27年度（2015年度）から平成35年度（2023年度）までの9年間とします。

2 基本計画の理念

1) 現状と課題

(1) 本市の現状と課題

これからの10年を展望すると、本市では若者人口の減少、少子・高齢化に対応したまちづくりを行っていく必要があります。

国立社会保障・人口問題研究所が公表した資料を基に算出すると、本市の9年後（平成35年）の人口は約28,000人、65歳以上人口は約12,100人（高齢化率43%）になると予想され、※1本市が発足した平成15年と比較すると、一段と人口減少、少子・高齢化が進むこととなります。

こうした状況で、持続可能なまちづくりを展開していくためには、人口減少対策に取り組むと同時に、人口減少を見据えたまちづくりが重要になってきます。

これらの課題を解決するためには、「自助・共助・公助」の役割分担を明確にし、市民と行政が協働の下、ともにこれからのまちづくりを行うことが重要です。

※1「平成15年香川県人口移動調査報告」によると、東かがわ市の平成15年10月1日現在の人口は36,897人、65歳以上人口は10,214人、高齢化率は27.7%となっています。

(2)地域における現状と課題

若者の流出、少子・高齢化が進行する中で、一人暮らし高齢者の増加や近所づきあいの希薄化、自治会加入率の低下の傾向が見られます。

現在、市内には188の自治会があり、地縁の互助組織として、地域活動の重要な役割を担っています。しかしながら、地域活動が活発な自治会がある一方、人口減少、少子・高齢化に伴い、活動の担い手や加入者の減少などで、その活動が困難となる自治会も見受けられるようになってきました。また、今後想定される様々な課題への取り組みに対して、自治会単位の活動では、十分な対応ができない場合も考えられます。

最近では、コミュニティセンターの指定管理者制度の導入に伴って、いわゆる地域コミュニティ協議会の設立の機運が高まりつつあります。

一方、地域コミュニティ協議会の設立が進むにつれて、様々な課題が顕在化してきました。

これらの課題を解決するため、地域コミュニティに対する本市の統一的な考え方の指針が必要となっています。

2)基本方針

本市では、人口減少対策に取り組むと同時に、人口減少を見据えた持続可能なまちづくりを行うため、地域コミュニティを中心に、地域と行政が一体となって、地域の課題解決やまちづくり活動を展開することを最重要施策の1つに位置付けています。

地域づくりに多くの人が携わり、地域の課題を地域で解決する体制を築くには、地域コミュニティ協議会を中心とした地域コミュニティの活性化が重要です。

そこで、地域コミュニティが活性化するための支援をします。

(1)地域の範囲とは

本計画における地域の範囲は、おおむね市内全域を指します。

なお、地域の範囲は、文脈によって旧町単位や旧小学校区単位のようなもう少し狭い範囲を指したり、さぬき市、高松市を含むもう少し広い範囲を指すこともあります。

(2)地域コミュニティとは

条例において、地域コミュニティとは、市の区域内における地域の住民相互のつながりを基礎とする地域社会と定義しています。人間社会において自ずと発生する地域的領域であり、それは個別の機能組織体の単なる集積ではなく、共同生活、共同感情があり、それらを生み出す母体のようなものです。つまり、居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会であって、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ者によって構成される共同体をいいます。

なお、本市が想定する地域コミュニティの区域は、おおむね旧小学校区を単位とします。

(3) 地域コミュニティ協議会とは

条例において、地域コミュニティ協議会とは、地域活動を総合的かつ主体的に担うことを目的とし、かつ、当該地域の住民、自治会、各種団体、法人等により構成され、自律的な運営が行われる団体と定義しています。市長が、別に定める規則に基づき認定します。

(4) 地域コミュニティ協議会の認定

1つの地域コミュニティのエリアに、1つの地域コミュニティ協議会を認定するものとします。

(5) 認定した地域コミュニティ協議会への支援

地域コミュニティの課題解決のため、人づくり、体制づくり、拠点づくりに対して、地域の実情に合わせた支援を行います。

3 地域コミュニティ協議会への戦略的・重点的な支援施策

1) 人づくり支援

(1) 担い手の育成

地域の担い手の育成を支援します。地域の担い手の育成のために研修機会を設けたり、実際の地域活動を通して、リーダーシップを備えた地域の担い手育成を支援します。

(2) 高齢者の知識や経験を次の世代に伝える活動支援

高齢者の知識や経験、リーダーシップを次の世代に伝える活動を支援します。

地域の歴史などに詳しい高齢者が、子どもや若者と一緒になって、地域の歴史や文化を次の世代に伝えていく活動を支援します。

2) 体制づくり支援

(1) 地域コミュニティ協議会の設立の支援

地域コミュニティ協議会の組織づくりを推進します。

市内全域に、地域コミュニティ協議会が設立できるよう技術的な支援をします。

(2)地域の課題を地域で解決できる活動支援

地域の活性化や地域の課題を地域で解決する活動を支援します。

市職員による出前講座や、大学などの学術機関との連携事業などにより、地域コミュニティ協議会や行政、関係機関等がともに地域の活性化や課題解決に取り組みます。

現在の補助金制度を見直し、地域の実情に応じた使い易い財政支援制度を創設します。また、地域コミュニティ協議会が自らの活動資金を確保するために取り組むコミュニティビジネスを推進します。

地域コミュニティ協議会が、地域の将来像や課題解決に向けた具体的なロードマップ(将来ビジョンと工程表)を策定する場合は、そのロードマップの作成及びその実現に向けた技術的な支援をします。

(3)地域コミュニティや地域活動を行う団体間の連携強化支援

地域コミュニティの自主的な活動の支援、地域コミュニティ協議会の活動報告会、大学などの学術機関と連携したシンポジウム、情報交換会を開催するなど、地域コミュニティ内の連携強化や地域コミュニティ協議会間の情報連携を支援します。

また、地域コミュニティ協議会の発足を促すよう既設の地域コミュニティ協議会と連携して、組織化の技術的な支援をします。

(4)情報発信の支援、情報収集と提供

地域コミュニティ協議会の活動や地域の魅力を発信する際の支援や、国、県などの補助制度の情報を収集し、活動団体に情報を提供します。

3)拠点づくり支援

(1)活動拠点の整備

地域活動が活性化する施設環境の整備を推進します。

地域コミュニティエリアにコミュニティ活動の活動拠点となるコミュニティセンター等を整備します。

(2)コミュニティセンターの管理運営

効果的な施設運営を行うため、地域活動の拠点となるコミュニティセンターの管理運営には、原則として、地域コミュニティ協議会に指定管理者制度を活用して委ねることを推進します。

4 市民と行政の協働関係の構築

1) 市民と行政の意識の醸成

平成12年4月の地方分権一括法の施行、平成23年5月以降の地域主権改革関連法の施行という一連の地方分権改革の進展に伴って、基礎自治体の責任と役割は増大してきました。

また、これからの地域創生の考え方を念頭に、更なる地方分権に対応した自治体経営に努めることが重要です。

このような状況のもと、市民の自治意識の醸成を図るほか、職員の意識改革に努め、市民とともに地域の活性化に取り組みます。

(1) 市民の自治意識の醸成

市民向けの研修会やシンポジウムの開催、地域活動への参加を推進することにより、市民の自治意識を醸成します。

(2) 職員の資質向上

行政においては、地域への職員参加を促進するため、職員に対して研修会を開催するなど、市民との協働による市民主体のまちづくりに向けた職員の資質向上に努めます。

2) 参画と協働による相互実践の推進

行政が、市民サービスの向上を図ることは当然のことですが、真の地方自治を進めるためには、市民と行政がお互いの役割分担を認識したうえで、市民が担うべき役割を市民に委ねることで、市民との分権を推進します。

(1) 協働事業の推進

地域の実情に合わせた事業展開を図るとともに、段階的に市民との協働事業化を進めます。